

告 示

埼玉県告示第九百三十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年八月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年七月三十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人越谷らるる
- 三 代表者の氏名
増田 良枝
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県越谷市千間台東一丁目二番地一
- 五 定款に記載された目的
本法人は、不登校の児童、生徒、高校中退者、自分に合った社会参加の形を探している若者のためのフリースクールの経営と、あらゆる年齢の人々の生涯学習の支援と、さまざまな不安を抱える人の相談および互助活動の場の提供と、人権擁護の推進と福祉の増進のための活動および学習者の自主的な学びを支援する制度の拡大を求める活動をおこない、もって公益に寄与することを目的とする。